

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年3月19日同意した。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 町 名 | 土 地 改 良 事 業 名 |
|-------|-------------------------------|
| まんのう町 | 単独県費補助土地改良事業（農道改修事業） 中所地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（農道改修事業） 平山1号農道地区 |
| 綾川町 | 団体営ため池等整備事業（小規模／ため池整備事業） 札池地区 |